

令和7年度移住促進事業費補助金募集要項

1 事業の目的

本県への移住を促進するとともに、移住者の交流を図るため、NPOや地域づくり団体等が実施する、移住及び移住者の交流の促進による地域活性化事業を行う場合に要する経費に対し、補助を行います。

2 応募資格等

- (1) 特定非営利活動法人等の法人で、以下①～⑤の全てを満たす者。
- (2) 本県の集落等地域の維持及び活性化に係る取組を行っている団体並びに県内外で本県の魅力発信及び交流促進に係る取組を行っている団体とし、規約等が定められており、継続的な活動が行われている、地域づくり団体等の任意団体で、以下①～⑤の全てを満たす者。
 - ① 組織の運営に関する規則（定款、規則、会則等）及び構成員の名簿を有しており、事業の遂行に必要な組織・人員を有すること（例：会計責任者の配置など）。
 - ② 活動実績を有し（新設団体は除く）、今後も継続的に活動を行う予定であること。
 - ③ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
 - ④ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対する団体でないこと。
 - ⑤ 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

事業実施に当たっての留意事項

補助対象者は、NPOや地域づくり団体等ですが、事業の実施に際しては、市町村と連携して取組を進める必要があることから、市町村の同意書を添えて応募していただくこととしています。

3 補助額

定額。ただし、500千円を上限。

4 補助対象期間（令和7年度）

補助金の交付決定日から、令和8年2月28日（土）まで

5 対象経費

(1) 対象経費

補助金の対象となる経費は、「移住者のサポート及び受入環境整備に係る事業」及び「移住者との交流に係る事業」に要する経費のうち、下表に掲げる経費とします。

経費区分	内 容
報償費	外部講師に対する謝金 等
旅費	職員・外部講師交通費、宿泊費 等
需用費	消耗品、材料、書籍等の購入 等 パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷・製本費 等 (ただし、購入単価が3万円未満のものに限る。)

役務費	宅配、郵送料 等
委託料	専門機関への調査委託 等
使用料及び賃借料	会議室等の使用料、機器のリース及びレンタル料 等

注) 住民団体の経常的な活動に要する経費（光熱水費）や、人件費、食糧費は対象外です。

(2) 各種助成事業との併給調整

同様の事業で、国及び地方公共団体等により他の補助金等の対象となっている事業は、本事業の対象としません。

6 応募方法

(1) 募集期間

令和7年5月12日（月）～令和7年6月6日（金）17時まで

(2) 応募締切

令和7年6月6日（金）17時必着

※ 応募にあたっては、申請団体から直接、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室あて提出してください。

(3) 応募書類

いずれもA4サイズ、片面で作成してください。応募に係る経費は、全て応募団体の負担となります。また、提出された書類は返却いたしませんので、御了承願います。

- ① 実施申請書（別紙様式第1-1号）
- ② 同意書（別紙様式第1-2号）
- ③ 事業計画書（様式第2号）
- ④ 収支予算書（様式第3号）
- ⑤ 団体規約、団体役員名簿、従業員名簿
- ⑥ 団体の前年度の事業実績及び決算書、令和7年度事業計画及び予算書
- ⑦ その他参考となる資料（これまでの活動内容が分かる資料等）

7 応募書類提出先及び問合せ先

【応募書類提出先及び問合せ先】

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室内

TEL：019-629-5588 FAX：019-629-5589 E-MAIL：AE0005@pref.iwate.jp

※ できる限り、電子メールによりお問い合わせください。

8 事業の選定等

(1) 審査方法等

移住促進事業審査委員会において対面審査又はオンラインで選定します。（上記6(3)応募書類を基に口頭説明していただきます。説明用の資料の作成は不要です。）

日程等の詳細は応募締切後、申請団体あてにお知らせします。

(2) 審査基準

事業の審査は、次の審査基準で実施します。

審査項目	審査内容
ア 事業目的	・ 事業の趣旨に合致するか。
イ 課題解決への取組	・ 課題が具体的に示されており、課題解決のための対策が明確か。
ウ 実施能力	・ 計画を実現できるだけの体制となっているか。
エ 事業内容	・ 事業計画は具体的なものになっているか。 ・ 事業に継続性・発展性はあるか。 ・ 事業に新規性・先進性はあるか。 ・ 事業に普及性はあるか。
オ 事業成果	・ 事業の実施により、満足な成果が期待できるか。
カ 積算内容の妥当性	・ 事業に要する費用の見積もりは、適切であるか。
キ その他	（審査委員会において、審査が必要とする事項）

(3) その他

本県への移住を促進するための首都圏在住者の「地方移住の関心の高まり」に対応した取組を実施する場合には、審査の参考としますので、事業計画書（様式第2号）に取組の工夫等について記載してください。

9 採択（内示）・決定

上記8の選定結果を踏まえ、採択内示及び交付決定を行います。なお、採択した事業については、実施方法や事業費などについて、条件を付す場合があります。

採択された場合には、別に定める日までに、必要書類（交付申請書（様式第1－1号）等）を提出してください。

10 事業完了報告

採択された実施主体は、事業終了後、速やかに事業実績報告書（様式第6－1号）に関係書類を添えて提出してください。

11 留意事項

(1) 情報公開への同意

申請のあった事業の概要、団体名及び審査結果については、岩手県公式ホームページにより公表します。

また、提出書類は、個人情報を除いて、原則、情報公開の対象とします。

(2) 補助金の支払い

原則として、事業実績が確定した後、補助金の精算払を行います。

ただし、特に必要があると認められるときは、交付決定額の9割を上限に前金払を行う場合があります。

(3) 成果報告会等での報告

今後、岩手県が主催する成果報告会等において、本事業の取組の成果と課題について成果報告を求める場合があります。

(4) その他

- ・ 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査院による実地検査の対象となります。
- ・ 移住促進事業費補助金交付要綱第10（消費税等仕入控除税額に係る報告等）に関連して、県から応募団体に対して、消費税の課税事業者または免税事業者であるか等を確認する場合があります。